

ニ依リ豫メ届出ツベシ改印シタル時又同シ  
第二十條 当工場ノ休業日ハ賃金ヲ支払ハサルモノトス

第五 章 技 助

第二十一條 自己ノ重大ナル過失ニ依ラズシテ業務上買傷ニ疾  
病ニ罹リ又ハ死亡シタルモノニ対シテハ別ニ定ムル技  
助規則ニ依リ之ヲ技助ス

第六 章 解雇及退職手当

第廿二條 職ニハ左ノ各項ニ該当スル時ハ其資格ヲ失フ

1. 死亡シタル時
2. 退職ヲ願出テ許可セラレタル時
3. 本規則ニ抵触シ解雇セラレタル時
4. 当工場業務ノ都合上解雇セラレタル時
5. 本業務上又ハ其他ノ傷病ニ依リ終身其業務ニ就ス  
能ハサル者ト認めラレタル時
6. 年終五十歳ヲ超ヘタル時 但シ特別ノ技能アル  
モノハ此限リニ非ラス
7. 無届欠勤三日以上ニ達ルモノ

4. 本雇職ニ業務ニ基カサル疾病及其他ノ事由  
ニ依リ連續欠勤七日以上臨時職ニ同五日以上  
ニ及ビシ時但シ特別ノ事由アルト認めル時ハ本項  
ヲ適用セサルコトアルヘシ

第廿三條

本雇職ニシテ当工場ノ都合ニヨリ解雇セラレ  
タルモノハ豫告手当トシテ日給十四日分ヲ給スル外  
左ノ標準ニ依リ解雇手当ヲ支給ス

但シ解雇當時ノ給料額ニ依リ精算ス  
1. 勤続満一ヶ年ニ達シタルモノ 日給二十日分  
2. 満一ヶ年ヲ増ス分ニ日給十日分ヲ加算シ最高ニ  
百四十日分ヲ限度トス

第廿四條

満一ヶ年以上勤続シ年終満五十五才以上ニシテ自己ノ都  
合ニ依リ退職シタル時ハ前条ヲ適用シテ退職手当  
ヲ支給スベシ

第廿五條

入職後一ヶ年以上ニシテ充實召集ノ爲メ退職  
シタルモノハ退職手当トシテ第廿三条イロヲ適用ス  
但シ本項ニ該当スルモノハ退職届ヲナシ召集令状又ハ